

令和3年9月10日

センターご利用者の皆様へ

草津市立障害者福祉センター

TEL：077-569-0351

緊急事態宣言延長に伴う施設の利用について（重要）

初秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、当センターの運営に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの県内における緊急事態宣言の期間延長を受け、引き続き下記のとおり事業および施設利用を中止させていただきます。なお、今後の状況により皆さまの健康と安全を考慮し、利用制限等をさせていただきます場合がございます。何卒ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 時期 9月13日（月）から9月30日（木）

状況により、事業中止や施設利用の制限が延期される場合は、あらためてお知らせ致します。

2 内 容

| | |
|------------------------|--|
| 一般入浴サービス | <u>利用可能</u> ※体調が優れない方（発熱、倦怠感など）はご利用をお控えください |
| 貸館 | <u>利用中止</u> |
| 教養文化講座 | <u>休講</u> （期間中の講座） |
| 日常訓練室（リハビリ室） | <u>利用中止</u> （リハビリ指導および自主トレーニング） |
| 草津サロン | <u>中止</u> |
| グループピアカウンセリング「にこにこクラブ」 | <u>中止</u> |
| ホッとタイム | <u>中止</u> |
| 卓球サロン | <u>中止</u> |

このたびの緊急事態宣言で、皆さまにおかれましては大変な日々を過ごされていることかと思いますが、引き続き、こまめな換気（換気扇、窓や扉を開ける）や、外出先からお帰りの際の手洗い・うがいに加え、アルコール液などによる十分な手指消毒を心がけていただければと思います。

くれぐれもお身体にはお気をつけくださいますよう、あらためてお願い申し上げます。